

今後の保育制度の姿(案) (事務局の整理による考え方の比較表)〈概要〉

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化+財源確保」案) | 市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式 |
|-------------------------|---|--|--|
| 保育制度のあり方に関する基本的考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、<u>制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。</u> ○ 財源確保とともに、運用改善を行うべき(現行制度を基本的に維持)。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、<u>財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。</u> ○ 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応は、<u>市場原理に委ねることにより達成されるべき。</u>(価格を通じた需給調整に委ねる) |
| 1 保育の必要性等の判断 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>保育の必要性・量</u> ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の<u>優先度</u> ③ <u>受入先保育所の決定</u> を一体として判断。 ※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>保育の必要性・量</u> ② <u>優先的に利用確保されるべき子ども</u>(母子家庭、虐待等)かどうかを判断。 ※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは<u>独立して判断を実施。</u> → 客観的に必要性が判断された者に対する<u>例外ない受給権付与</u>により、需要も明確化。 ※ 保育所に<u>応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)</u>と、優先的に利用確保されるべき子どもの<u>優先受入義務</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下に<u>バウチャー額を決定。</u> ○ 利用確保されにくい者には、<u>バウチャー額を上乗せ。</u> |
| (1) 基本的仕組 | | | |
| (2) 判断基準の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。(その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</u>) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>すべての子育て家庭を対象。</u>(既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。) |
| (3) 判断基準の内容 (給付対象範囲) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>短時間就労者</u>に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・ 昼間の保育を基本としつつ、<u>早朝・夜間</u>など時間帯にかかわらず必要量を判断。 ・ <u>求職者</u>に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ <u>同居親族の有無を問わず</u>必要性を認める。 ○ <u>専業主婦家庭</u>に対しても一定量の一時預かりを保障。 | | |